

岳南広域消防組合消防本部告示第 1 号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもののうち、消火器、誘導標識以外の消防用設備等が設置されたものとする。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。